

関西電力からのお願い

送電線や配電線付近で重機(クレーン車、コンクリートポンプ車等)等を使用される場合や長尺物(アルミ製箱尺、TVアンテナ等)を振り回したりすると、送電線や配電線に接近又は接触により、感電する恐れがあります。

感電すると大怪我をしたり、尊い命を失うこともあります。さらに、多くのご家庭や工場、公共機関等を停電させ、社会的に大きな影響を与えます。

送電線や配電線付近で工事、作業、調査等をされる場合は、最寄の関西電力までご連絡願います。

電線の高さ測定・必要に応じた施工協議・立会を無料でさせていただきます。

※アルミ製箱尺を送電線に伸ばしたり、コンクリートポンプ車のブームが電線に触れ、作業されていた方が感電し、亡くられる災害が発生しております。「これぐらいは大丈夫だろう」という考えは非常に危険ですので、事前の連絡を重ねてお願い申し上げます。

送電線と配電線の違い



写真のような鉄塔～鉄塔間を結んでいる電線で、2万ボルト～50万ボルトと非常に高い電圧となっています。被覆していない電線となっており、接近するだけで電気が流れる為、電圧に応じた離隔を確保する必要があります。



写真のような電柱～電柱間を結んでいる電線で、100ボルト～2万ボルトと高い電圧となっています。被覆電線を使用しているが接触すれば、感電の恐れがある為、電圧に応じた離隔を確保する必要があります。

送配電線付近で作業される場合に必要安全距離		
電圧 (V)	がいし個数	作業時の安全距離 ※
6千6百ボルト	送電線に比べ小さいがいしが1個	2.0m
2～3万ボルト	3～4個	3.0m
7万7千ボルト	5～9個	4.0m
15万4千ボルト	7～21個	5.0m
27万5千ボルト	16～25個	7.0m
50万ボルト	20～41個	11.0m

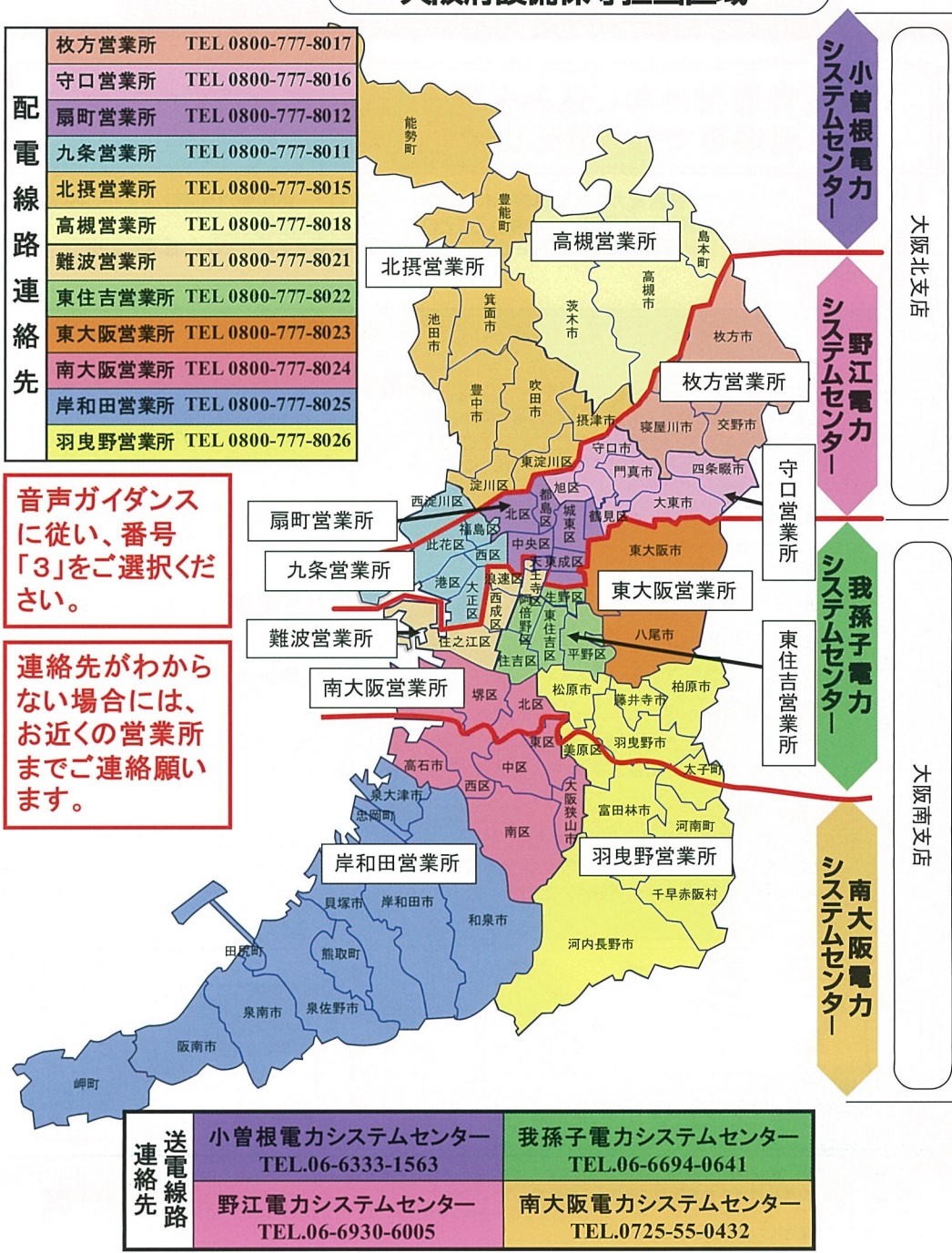
大阪府下の架空配電線 架空送電線に関する連絡先

大阪府設備保守担当区域

枚方営業所	TEL 0800-777-8017
守口営業所	TEL 0800-777-8016
扇町営業所	TEL 0800-777-8012
九条営業所	TEL 0800-777-8011
北摂営業所	TEL 0800-777-8015
高槻営業所	TEL 0800-777-8018
難波営業所	TEL 0800-777-8021
東住吉営業所	TEL 0800-777-8022
東大阪営業所	TEL 0800-777-8023
南大阪営業所	TEL 0800-777-8024
岸和田営業所	TEL 0800-777-8025
羽曳野営業所	TEL 0800-777-8026

音声ガイダンスに従い、番号「3」をご選択ください。

連絡先がわからない場合には、お近くの営業所までご連絡願います。



送電線路 連絡先	小曾根電力システムセンター TEL.06-6333-1563	我孫子電力システムセンター TEL.06-6694-0641
	野江電力システムセンター TEL.06-6930-6005	南大阪電力システムセンター TEL.0725-55-0432

感電防止に関するお願いについて

防護管取付け申し込みを頂き、応急措置を実施した建築現場等でも感電死亡災害が発生しています！！

感電防止の応急処置として、関西電力の電気設備をポリエチレン管等(以下、防護管)で防護しますが、あくまでも応急処置であり、電線・防護管には絶対に直接触れることのないようご注意ください。
クレーン等の重機や建築資材等を防護管に接触させると、周辺地域が停電するだけでなく、感電により死亡に至る恐れがあります。

＜ 建築現場等で作業される方へのお願い事項 ＞

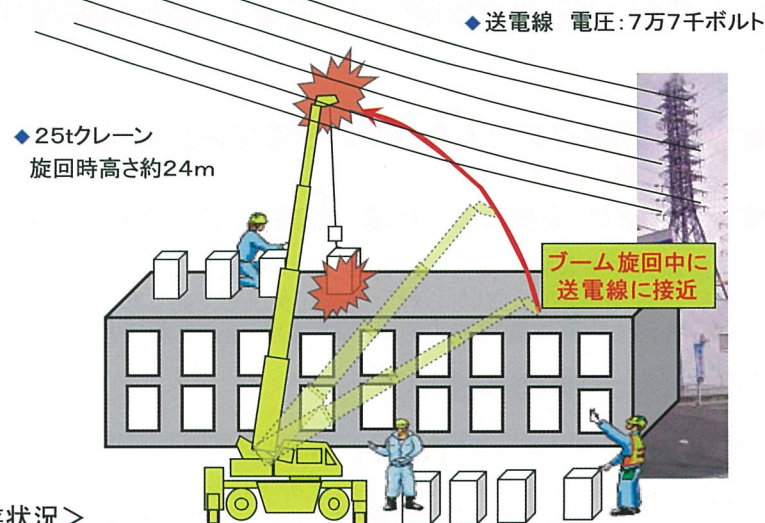
- **絶対に直接触れることのないよう注意して作業を行ってください。**
 - ※ 防護管は、雨に濡れたり重機や建築資材等の接触により損傷や接触による防護管の継目が外れる場合があります。その際には十分な安全措置の目的が確保できず、非常に危険な状態となります。現場で作業される作業員全員に対し、絶対に触れないよう注意喚起をお願い致します。
- 防護管取付け後も電線付近での作業では安全監視人を配置し、作業に当たるようお願いいたします。
- 下記事象発生の際は、**作業を中断し、直ちに関西電力へ連絡**してください。
 - 関西電力が取付けた防護管に、外れやズレ等が発生した場合
 - クレーン車やコンクリートポンプ車等のブームが接触して引っ掛かった場合
 - 関西電力の電気設備に接触し損傷させる事象が発生した場合
- ※ その他、工事途上で防護管取付け範囲の不足が発生した場合についても、協議の上無償にて追加取付させて頂きますので、裏面の関西電力事業所へ連絡してください。
- **作業員への応急処置状況の周知**をお願いします。
 - ※ 工事に携わる全ての方々が、「感電防止の応急処置」の状況を理解していただき、同じ危険認識を持って作業にあたって頂くことが最も効果的な感電災害防止措置と考えて降ります。どうぞ、この趣旨をご理解いただき、全ての作業員の方への周知の程よろしく願います。



※ 労働安全衛生規則 第349条(工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止)により架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行う場合において、感電の危険が生ずるおそれのあるときは、感電防止の措置が規定されています。

最近の事故事例

事例1: 屋上エアコン室外機取替でクレーン車接近、電気事故発生 [平成24年4月9日(月)発生]

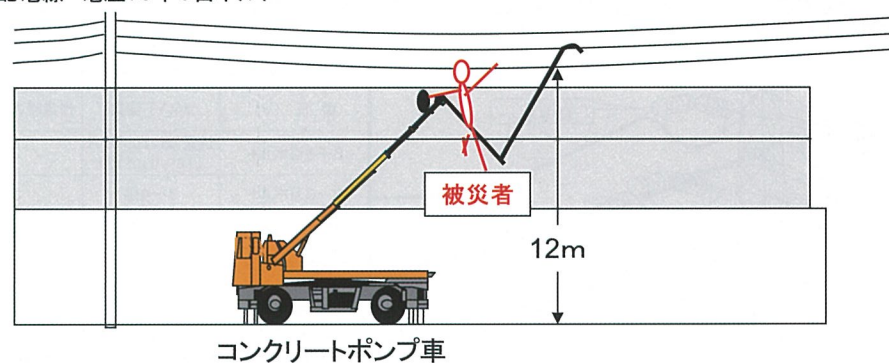


＜作業状況＞

屋上エアコン室外機取替工事中にクレーンブームが送電線に接近しご家庭や工場、公共機関等が停電し、社会的に影響を与えました。

事例2: マンション建築に伴いコンクリートポンプ車にてコンクリート打設中に高圧線に触れ感電 [平成24年7月17日(火)発生]

◆ 配電線 電圧: 6千6百ボルト



異常時は直ちにご連絡下さい！



コンクリートポンプ車

＜作業状況＞

被災者(土工)は、ブームの先が高圧線に引っ掛かったため、足場へ上がったところ「バチッ」と音がし、3F足場に倒れ込んだ。(ブームの先端のボルトがポリ管継ぎ目に入り込み電線被覆を損傷させていた。)

